

秋田県看護協会  
国民保護業務計画

平成 19 年 3 月

## 目 次

|                          |      |
|--------------------------|------|
| 第1章 総則                   | 20-3 |
| 第1節 計画の目的                | 20-3 |
| 第2節 基本的な考え方              | 20-3 |
| 第2章 平素からの備え              | 20-4 |
| 第1節 活動体制の整備              | 20-4 |
| 1. 防災における体制の整備           | 20-4 |
| 2. 情報連絡体制の整備             | 20-4 |
| 3. 緊急参集体制及び活動体制の整備       | 20-4 |
| 第2節 関係機関との連携             | 20-5 |
| 第3節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備 | 20-5 |
| 第4節 看護協会施設に関する備え         | 20-5 |
| 第5節 医療救護に関する備え           | 20-5 |
| 第6節 備蓄                   | 20-5 |
| 第7節 教育訓練等の実施             | 20-5 |
| 1. 国民保護に関する啓発            | 20-5 |
| 2. 災害看護支援ボランティア登録者の育成    | 20-5 |
| 3. 訓練の実施                 | 20-5 |
| 第3章 武力攻撃事態等への対処          | 20-6 |
| 第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対応     | 20-6 |
| 第2節 活動体制の確立              | 20-6 |
| 1. 看護協会国民保護対策本部の設置       | 20-6 |
| 2. 緊急参集の実施               | 20-6 |
| 3. 情報連絡体制の確保             | 20-6 |
| 第3節 安全の確保                | 20-6 |
| 第4節 関係機関との連携             | 20-7 |
| 第5節 住民への情報提供             | 20-7 |
| 第7節 医療救護の提供              | 20-7 |
| 1. 医療救護班の派遣              | 20-7 |
| 2. 医療救護班の調整              | 20-7 |
| 3. 県知事への要請               | 20-7 |
| 第8節 安否確認情報の収集            | 20-7 |
| 第9節 応急の復旧                | 20-8 |
| 第4章 緊急対処事態への対処           | 20-8 |
| 第1節 活動体制の確立              | 20-8 |
| 1. 看護協会緊急対処事態対策本部の設置     | 20-8 |
| 第2節 緊急対処保護措置の実施          | 20-8 |
| 第5章 計画の適切な見直し            | 20-8 |

## 秋田県看護協会国民保護業務計画

制定 平成 19 年 3 月 23 日平成 18 年度第 7 回理事会

県知事報告 平成 19 年 3 月 30 日付け秋看協発第 490 号

## 第 1 章 総則

## 第 1 節 計画の目的

本計画は「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(平成 15 年法律第 79 号。以下「武力攻撃事態対処法」という。)及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。)第 36 条第 2 項及び第 182 条第 2 項などの関係法令、国民保護法第 32 条に定める「国民の保護に関する基本方針」(平成 17 年閣議決定)、「秋田県の国民保護に関する計画」(平成 18 年 2 月作成)に基づき、「武力攻撃事態対処法第 2 条第 2 号の武力攻撃事態及び同法第 2 条第 3 号の武力攻撃予測事態」(以下「武力攻撃事態等」という。)において、秋田県看護協会(以下「看護協会」という。)の業務に係る国民保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

## 第 2 節 基本的な考え方

1. 看護協会は、指定地方公共機関として、国、秋田県(以下「県」という。)及び秋田県内の市町村(以下「市町村」という。)並びにその他国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る県の関係指定公共機関や指定地方公共機関(以下「関係機関」という。)と平素から連携体制の整備に努める。
2. 看護協会は本計画の実施にあたり、県、市町村その他武力攻撃事態等の対応に係る関係機関と相互に連携を図りながら看護協会、地区支部、及び会員が一体となって、医療、救護を的確かつ迅速に実施するものとし、次の点に留意する。
  - (1) 住民に対する情報提供  
インターネット、ホームページ等の広報手段を活用して、住民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。
  - (2) 関係機関との連携の確保  
国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努める。
  - (3) 国民保護措置の実施に関する自主的判断  
国民保護措置を実施するにあたっては、実施方法等については、国及び地方公共機関団体から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。
  - (4) 安全の確保  
国民保護措置の実施にあたっては、国、県、市町村等の協力を得つつ、看護協会会員のほか、看護協会の実施する国民保護措置に従事する安全の確保に配慮する。
  - (5) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
    - ア. 国民保護措置の実施にあたっては、高齢者等、障害者等に対する配慮を行うものとする。
    - イ. 赤十字標章等の使用等にあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。
- (6) 秋田県国民保護対策本部長の総合調整

- ア. 秋田県国民保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努める。
- イ. 県知事から避難住民等への医療救護について要請があったときは、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施する。

## 第2章 平素からの備え

### 第1節 活動体制の整備

#### 1. 防災における体制の整備

武力攻撃事態等における体制の整備に際しては、これまでに構築した防災における体制を踏まえ効率的に実施する。

#### 2. 情報連絡体制の整備

##### (1) 情報収集及び連絡体制の整備

ア. 会員の被災の状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めておく。

イ. 夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努める。

また、武力攻撃災害により、連絡担当者が被害を受けた場合等においても連絡を確実にに行えるよう、連絡ルートの確保や代行する職員の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

##### (2) 通信体制の整備

ア. 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。

イ. 通信体制の整備にあたっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努める。

ウ. 平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的実施する。

#### 3. 緊急参集体制及び活動体制の整備

(1) 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ、看護協会における必要な体制の確立や関係会員及び役員等の緊急参集等について必要な事項を定め、周知する。

なお、交通の途絶、会員又はその家族の被災等により、参集が困難な事態の状況等も考慮した参集基準も定めておく。

(2) 緊急参集を行う関係会員は、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、あらかじめ複数の参集経路、移動方法等を確認する。

(3) 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、会員の交代要員の確保体制を整備する。

(4) 防災のための準備を活用しつつ、物資の整備又は調達体制の整備に努める。

##### (5) 赤十字標章等の適切な管理

県知事が平素より赤十字標章輔の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ県知事より赤十字標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、県知事に対して使用の許可の申請を行い、適切に管理を行う。

## 第2節 関係機関との連携

平素から県、市町村、指定地方公共機関等の関係機関との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努める。

## 第3節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備

県知事から、警報《避難の指示等の通知を受けた場合、警報の伝達先、連絡先・連絡手順などの必要な事項を定める。

## 第4節 看護協会施設に関する備え

武力攻撃事態等において、管理する施設や設備の応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の対応を踏まえて、あらかじめ体制整備や資機材の整備に努める。

(電気、水、燃料等の確保。停電時においても利用可能な停電用緩和)

## 第5節 医療救護に関する備え

県、市町村等が避難住民等への医療救護を実施するための体制整備を行うにあたっては、医療救護に関する情報の提供、県、市町村等との協定の締結など必要な協力を行うよう努める。

## 第6節 備蓄

1. 医療救護資機材は、必要に応じて地区支部へ分置するとともに、その在庫数を常に把握する。
2. 医療救護資機材は、定期的に点検を行うとともに、併せて操作訓練を行うように努め常に稼働できる状況を維持する。なお、使用後は必ず点検、補給を行う。

## 第7節 教育訓練等の実施

武力攻撃事態等の医療救護を実施するための体制には、会員の協力が不可欠であるため災害看護研修や救護訓練への参加や、災害看護支援ボランティアの育成に努めるとともに会員の意識の高揚を図るよう努める。

### 1. 国民保護に関する啓発

会員及び災害看護支援ボランティア等を対象に国民保護法に関する正しい知識を身につけ、会議や研修等を通して国民保護措置の仕組みや武力攻撃事態等において啓発を図るよう努める。

### 2. 災害看護支援ボランティア登録者の育成

登録者が武力攻撃事態等においても役割を果たすよう研修を実施し、資質の向上に努める。

### 3. 訓練の実施

- (1) 平素よりの確かな国民保護措置の実施が可能となるよう会員及び災害看護支援ボランティアにおける訓練の実施に努めるとともに、地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努める。
- (2) 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する訓練については、これらを実施する際に、相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮する。

### 第3章 武力攻撃事態等への対処

#### 第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対応

1. 武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が定められ、県に秋田県国民保護対策本部、（以下「県対策本部」という。）が設置された場合には、県対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図る。
2. 県知事から県対策本部等の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて、迅速にその旨を通知する。

#### 第2節 活動体制の確立

##### 1. 看護協会国民保護対策本部の設置

- （1）県対策本部が設置され、看護協会会長が必要であると判断した場合には、看護協会国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。
- （2）対策本部は、看護協会及び会員である看護職等が実施する国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び共有、広報その他必要な総括業務を実施する。
- （3）対策本部を設置した時は、県対策本部に連絡を行う。
- （4）この計画に定めるもののほか、対策本部の組織及び運営に関する事項について、別に定める。

##### 2. 緊急参集の実施

対策本部は国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じて関係会員の緊急参集を行う。

##### 3. 情報連絡体制の確保

###### （1）情報収集及び報告

- ア. 会員及び会員が管理する施設の被災の状況、国民保護措置の実施状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じ、県対策本部に報告する。
- イ. 対策本部は、県対策本部より武力攻撃事態等の状況や国民保護措置を実施するにあたり、必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、会員間の共有を図る。

###### （2）通信体制の確保

- ア. 武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保する。
- イ. 国民保護措置の実施に必要な通信手段に支障が生じた場合は、直ちに県対策本部に支障の状況を連絡する。
- ウ. 武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や、停電の場合等において、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等バックアップ体制の整備に努める。

#### 第3節 安全の確保

1. 国民保護措置を実施するにあたっては、その内容に応じ、国、県、市町村から武力攻撃の状況とその他必要な支援を受けるよう関係機関等の連携を図る。
2. 国民保護措置を実施するにあたって、赤十字標章等を使用する場合には、県知事の許可に基づ

き適切に使用する。

#### 第4節 関係機関との連携

県対策本部、市町洞対策本部、指定地方公共機関、他の医療関係団体など関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努める。

#### 第5節 住民への情報提供

看護協会が実施する国民保護措置の実施状況、実施予定等について、ホームページ等を活用し、住民等に対し適時かつ適切に提供するよう努める。

#### 第6節 警報の伝達

県知事より警報の通知を受けた場合には、別に定めるところにより、会員に対し的確かつ迅速な伝達を行うとともに、会員を通じ入院患者、外来患者等への伝達に努める。

#### 第7節 医療救護の提供

##### 1. 医療救護班の派遣

県知事から医療救護班の派遣の要請を受けたときは、本計画及び協定に基づき医療救護班を派遣する。

(1) 医療救護班の編成は、一箇班あたり原則として次のとおりとする。

ア. 保健師1名 イ. 助産師1名 ウ. 看護師2名。

(2) 医療救護班は、県知事が示した場所及び期間において医療救護活動を行い、実施する業務は次のとおりとする。

ア. 被災者に対する選別

イ. 傷病者に対する応急処置及び必要な応急看護

ウ. 医療機関への搬送

(3) 県及び関係機関から提供される安全に関する情報等に基づき、医療救護活動を実施する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮する。

##### 2. 医療救護班の調整

市町村から会員に対し、医療救護班の要請があった場合においては、必要な調整を行う。

##### 3. 県知事への要請

医療救護活動の円滑かつ的確な実施について、必要があると認められるときは、労務、施設、設備又は物資の確保について県知事に応援を求める。

#### 第8節 安否確認情報の収集

1. 地方公共団体が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、地方公共団体の行う安否情報の収集に協力するよう努める。

2. 地方公共団体が行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃事災害により、死亡又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報の提供を行うよう努める。

## 第9節 応急の復旧

1. 武力攻撃災害が発生した場合、看護協会及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努める。
2. 応急の復旧にあたっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うよう努める。
3. 応急の復旧のために必要な措置を講ずるにあたって、自らの要員、資機材等によっては、的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し、支援を求める。
4. 対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を県対策本部に報告する。

## 第4章 緊急処理事態への対処

### 第1節 活動体制の確立

1. 看護協会緊急処理事態対策本部の設置
  - (1) 県緊急処理事態対策本部が設置され、看護協会会長が必要であると判断した場合には、看護協会緊急処理事態対策本部（以下「緊急処理事態対策本部」という。）を設置する。
  - (2) 緊急処理事態対策本部は、看護協会における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び共有、広報その他必要な総括業務を実施する。
  - (3) 緊急処理事態対策本部は、緊急処理事態の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化する。
  - (4) 緊急処理事態対策本部を設置したときは、県緊急処理事態対策本部にその旨を連絡する。
  - (5) この計画に定めるもののほか、緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する事項については、看護協会災害対策本部の例にならい、別に定める。

### 第2節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第3章の定めに従って行う。

## 第5章 計画の適切な見直し

1. 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、県知事に通知するとともに、ホームページ等において公表を行う。
2. この計画の変更にあたっては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努める。
3. この計画を変更するため必要があると認められるときは、県知事、市町村長及び関係機関に対し、資料の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

## 用語の定義

(1) 武力攻撃

我国に対する外部からの武力攻撃をいう

(2) 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう

(3) 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう

(4) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力予測事態をいう

(5) 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的又は物的災害をいう

(6) 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で国家として緊急に対処することが必要なものをいう

(7) 国民保護措置

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう